

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- 岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則
- 岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）

### 【告示】

- 特定施設の設置許可申請
- 〃
- 産業廃棄物処理施設の設置許可申請についての縦覧
- 〃
- 家畜検査の実施
- 道路の区域変更
- 〃
- 公共測量の終了

### 【公告】

### 【選挙管理委員会】

環境企画課

〃

障害福祉課

経営支援課

環境管理課

〃

循環型社会推進課

〃

畜産課

道路整備課

監理課

## 目次

- 不在者投票を行うことができる施設の指  
定の一部改正

（県例規集登載）

担当課（室）

選挙管理委員会

◎岡山県規則第九号

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則（平成十一年岡山県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第八の項イ中「第九条第十二項」を「第九条第十三項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十号

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則（平成十四年岡山県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一号中「第二条第二項の」を「第二条第二項に規定する」に、「同条第十項の」を「同条第九項に規定する」に、「同条第十項の」を「同条第十項に規定する」に、「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条第二号中「第六条第一項の」を「第六条第一項に規定する」に、「第十九条の」を「第十九条に規定する」に、「第二十八条の」を「第二十八条に規定する」に、「第四十条第一項の」を「第四十条第一項に規定する」に、「の特定施設」を「に規定する特定施設」に、「第三条」を「第三条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十一号

岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則

岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則（平成十八年岡山県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同条第三号中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十二号

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十二年岡山県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し及び同項から附則第四項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

別表第十三号中「第十五条第一項第二十三号」を「第十五条第一項第二十四号」に改め、「同項第三号ハ」の下に「第十一号及び第十四号」を加え、同表第十四号中「第五条第一項第二十三号」を「第十五条第一項第二十四号」に、「及び第十二号」を「第八号、第十一号、第十二号及び第十四号」に改める。

別表第三第一号中「専有する」を「占有する」に、「〇・五%」を「〇・四五%」に改め、同表第二号から第四号までの規定中「〇・五%」を「〇・四五%」に改め、同表備考第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同表備考第十一号中「同条第十項」を「同条第十項」に改め、同号を同表備考第十二号とし、同表備考中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 別表第二第五号から第七号まで、第九号又は第十号に掲げる事業のうち、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十号）第七条第三項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の岡山県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以降に貸し付ける貸付金について適用し、同日前に貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第四百十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 アサヒグループ食品株式会社

住 所 東京都渋谷区恵比寿南2-4-1

氏 名 代表取締役社長 尚山 勝男

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 アサヒグループ食品株式会社岡山工場第1プラント

所在地 浅口郡里庄町里見4215番地

# 平成30年3月20日 岡山県公報 第11974号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		廃 止		廃 止		廃 止		廃 止	
種	類	4-ニ 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 44)		3-ロ 水産食料品製造業の用に供する洗浄施設 (No. 2~9)		4-ニ 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 26)		5-ハ みそ, しょう油, 食用アミノ酸, グルタミン酸ソーダ, ソース又は食酢の製造業の用に供する湯煮施設 (No. 31, 32)		4-ニ 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 36)	
能	力	1,000L/回		1,000L/回		300L/回		1,500L/日		310L/回	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後直ちに		-		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		-		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		9~14時 5時間		9~17時 8時間		9~14時 5時間		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	6	12	計16	計32	4	7	計4	計8	12	21
	p H	5~8	5~8	同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	3,150	4,500	2,500	2,760	3,150	4,500				
	C O D (mg/L)	1,260	2,000	1,000	1,200	1,260	2,000				
	S S (mg/L)	100	150	125	240	100	150				
	油 分 (mg/L)	80	150	55	95	80	150	-	-	80	150
	T-N (mg/L)	1,000	1,500	525	710	1,000	1,500	同左		同左	
	T-P (mg/L)	100	150	112	135	100	150				

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成30年3月20日 岡山県公報 第11974号

区	分	廃止		変更前		変更後		変更前		変更後			
種	類	4-ニ 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 41)		4-ロ 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する洗淨施設 (No. 11)		同左		4-ニ 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 12)		同左			
能	力	600kg/時		200枚/時		同左		240L/回		同左			
工	事	着	手	予	定	年	月	日	—	同左	同左		
工	事	完	成	予	定	年	月	日	—	同左	同左		
使	用	開	始	予	定	年	月	日	—	同左	許可後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		9～17時 8時間		9～16時 7時間		9～17時 8時間		9～14時 5時間		9～17時 8時間			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区	分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	水	量 (m <sup>3</sup> /日)	2	3	4	5	5	7	2	4	4	6	
	p	H	5～8	5～8	同左		同左		5～8	5～8	同左		
	B	O	D (mg/L)	2,000	3,000	870			990	3,150			4,500
	C	O	D (mg/L)	700	1,000	350			450	1,260			2,000
	S	S (mg/L)	300	500	75	150			100	150			
	油	分 (mg/L)	20	30	35	60			80	150			
	T	-	N (mg/L)	300	500	180			260	1,000			1,500
	T	-	P (mg/L)	100	150	39			43	100			150

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。



# 平成30年3月20日 岡山県公報 第11974号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	4-2 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 16)		同左		4-2 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 17)		同左	
能	力	240L/回		同左		240L/回		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		9～14時 5時間		9～24時 15時間		9～14時 5時間		9～24時 15時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	2	4	6	12	2	4	6	12
	p H	5～8	5～8	同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	3,150	4,500						
	C O D (mg/L)	1,260	2,000						
	S S (mg/L)	100	150						
	油 分 (mg/L)	80	150						
	T - N (mg/L)	1,000	1,500						
	T - P (mg/L)	100	150						

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成30年3月20日 岡山県公報 第11974号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	4-2 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 18)		同左		4-2 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 19)		同左	
能	力	240L/回		同左		240L/回		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		9～14時 5時間		9～24時 15時間		9～14時 5時間		9～24時 15時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	2	4	6	12	2	4	6	12
	p H	5～8	5～8	同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	3,150	4,500						
	C O D (mg/L)	1,260	2,000						
	S S (mg/L)	100	150						
	油 分 (mg/L)	80	150						
	T - N (mg/L)	1,000	1,500						
	T - P (mg/L)	100	150						

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成30年3月20日 岡山県公報 第11974号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	4-2 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 22)		同左		4-2 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 23)		同左	
能	力	600L/回		同左		500L/回		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		9～14時 5時間		9～17時 8時間		9～14時 5時間		9～17時 8時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	2	4	4	6	2	4	4	6
	p H	5～8	5～8	同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	3,150	4,500						
	C O D (mg/L)	1,260	2,000						
	S S (mg/L)	100	150						
	油 分 (mg/L)	80	150						
	T - N (mg/L)	1,000	1,500						
	T - P (mg/L)	100	150						

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成30年3月20日 岡山県公報 第11974号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	4-2 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 24)		同左		4-2 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 25)		同左	
能	力	600L/回		同左		400L/回		同左	
工	事 着 手 予 定 年 月 日	-		同左		同左		同左	
工	事 完 成 予 定 年 月 日	-		同左		同左		同左	
使	用 開 始 予 定 年 月 日	-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		9～14時 5時間		9～24時 15時間		9～14時 5時間		9～24時 15時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	2	4	4	7	2	4	4	7
	p H	5～8	5～8	同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	3,150	4,500						
	C O D (mg/L)	1,260	2,000						
	S S (mg/L)	100	150						
	油 分 (mg/L)	80	150						
	T - N (mg/L)	1,000	1,500						
T - P (mg/L)	100	150							

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成30年3月20日 岡山県公報 第11974号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	4-2 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 27)		同左		4-2 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 28)		同左	
能	力	600L/回		同左		600L/回		同左	
工	事 着 手 予 定 年 月 日	-		同左		同左		同左	
工	事 完 成 予 定 年 月 日	-		同左		同左		同左	
使	用 開 始 予 定 年 月 日	-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		9～17時 8時間		9～24時 15時間		9～17時 8時間		9～24時 15時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	4	7	5	10	4	7	5	10
	p H	5～8	5～8	同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	3,150	4,500						
	C O D (mg/L)	1,260	2,000						
	S S (mg/L)	100	150						
	油 分 (mg/L)	80	150						
	T - N (mg/L)	1,000	1,500						
T - P (mg/L)	100	150							

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成30年3月20日 岡山県公報 第11974号

区 分	変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後		
種 類	4-2 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 29)		同左		4-2 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 30)		同左		
能 力	600L/回		同左		600L/回		同左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-		同左		同左		同左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-		同左		同左		同左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	9～17時 8時間		9～24時 15時間		9～17時 8時間		9～24時 15時間		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	4	7	5	10	4	7	5	10
	p H	5～8	5～8	同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	3,150	4,500						
	C O D (mg/L)	1,260	2,000						
	S S (mg/L)	100	150						
	油 分 (mg/L)	80	150						
	T - N (mg/L)	1,000	1,500						
T - P (mg/L)	100	150							

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成30年3月20日 岡山県公報 第11974号

区	分	変 更 前		変 更 後	
種	類	4-口 野菜又は果実を原料と する保存食品製造業の 用に供する洗浄施設 (No. 40)		同左	
能	力	120個/時		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		9～15時 6時間		9～17時 8時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	4	5	5	6
	p H	5～8	5～8	同左	
	B O D (mg/L)	870	990		
	C O D (mg/L)	350	450		
	S S (mg/L)	75	150		
	油 分 (mg/L)	35	60		
	T - N (mg/L)	180	260		
T - P (mg/L)	39	43			

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成30年3月20日 岡山県公報 第11974号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区	分	変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		No. 1				同左			
種 類		西原式酵母処理				同左			
構 造		鉄筋コンクリート				同左			
主 要 寸 法		L40,125mm×W18,100mm×H6,500mm				同左			
能 力		最大579m <sup>3</sup> /日				同左			
処 理 の 方 法		活性汚泥法, 膜分離活性汚泥法				活性汚泥処理法			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-				同左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-				同左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				連続24時間			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前後の汚水等の汚染値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	383	500	410	550	同左			
	p H	5~8	5~8	5.8~8.6	5.8~8.6				
	BOD (mg/L)	2,268	3,186	19.8	29.1				
	COD (mg/L)	977	1,378	52.2	65.3				
	S S (mg/L)	147	247	31.4	50.0				
	油 分 (mg/L)	46	94	6.2	9.1				
	T-N (mg/L)	542	863	30.5	40.0	516	750	23.0	32.0
	T-P (mg/L)	75	107	5.7	8.4	同左			
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	-	3,000以下	3,000以下	無数	無数	3,000以下	3,000以下	



# 平成30年3月20日 岡山県公報 第11974号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	330	450	同左	
p H	5.8~8.6	5.8~8.6		
BOD (mg/L)	19.8	29.1		
COD (mg/L)	52.2	65.3		
S S (mg/L)	31.4	50.0		
油分 (mg/L)	6.2	9.1		
T-N (mg/L)	30.5	40.0	23.0	32.0
T-P (mg/L)	5.7	8.4	同左	
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	3,000以下	3,000以下		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成30年3月20日から同年4月10日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び里庄町役場

◎岡山県告示第四百十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 日比共同製錬株式会社

住所 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

氏名 代表取締役社長 三浦 章

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 日比共同製錬株式会社玉野製錬所

所在地 玉野市日比六丁目1番1号

# 平成30年3月20日 岡山県公報 第11974号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後				
種	類	27-ハ 無機化学工業製品製造業の用に供する硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設(3)		27-ハ 無機化学工業製品製造業の用に供する硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設(1)		同左		27-ハ 無機化学工業製品製造業の用に供する硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設(2)		同左				
能	力	156,000N m <sup>3</sup> /時		80,000N m <sup>3</sup> /時		同左		76,000N m <sup>3</sup> /時		同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		同左		同左		同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後約8カ月		-		同左		同左		同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大			
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	200	325	533	775	同左		334	519	同左				
	p H	1~1.5	1~1.5	1~1.5	1~1.5			1~1.5	1~1.5					
	C O D (mg/L)	240	1,000	218	890			240	1,000					
	S S (mg/L)	55	184	49	164			55	184					
	T-N (mg/L)	-	-	0.08	0.13			-	-					
	T-P (mg/L)	-	-	0.002	0.013			-	-					
	C u (mg/L)	166	920	142	809			166	920					
	P b (mg/L)	55	184	46	161			55	184					
	Z n (mg/L)	331	1,380	278	1,209			331	1,380					
	C d (mg/L)	11	92	9	80			11	92					
	A s (mg/L)	1,656	3,680	1,396	3,225			1,656	3,680					
	S e (mg/L)	4.6	18	3	15			4.6	18					
	ふっ素 (mg/L)	10	20	-	-			10	20			-	-	10

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成30年3月20日 岡山県公報 第11974号

区	分	変更前		変更後		廃止	
種	類	62-ホ 非鉄金属製造業の用に 供する廃ガス洗浄施設 (5~8)		同左		27-ハ 無機化学工業製品製造 業の用に供する硫酸製 造施設のうち、亜硫酸 ガス冷却洗浄施設 (3)	
能	力	5, 6 : 300,000N m <sup>3</sup> /時 7 : 140,000N m <sup>3</sup> /時 8 : 200,000N m <sup>3</sup> /時		同左		156,000N m <sup>3</sup> /時	
工事着手予定年月日		-		同左		同左	
工事完成予定年月日		-		同左		同左	
使用開始予定年月日		-		許可後直ちに		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	110	170	同左		200	325
	p H	1~1.5	1~1.5		1~1.5	1~1.5	
	C O D (mg/L)	240	1,000		240	1,000	
	S S (mg/L)	55	184		55	184	
	T - N (mg/L)	-	-		-	-	
	T - P (mg/L)	-	-		-	-	
	C u (mg/L)	166	920		166	920	
	P b (mg/L)	55	184		55	184	
	Z n (mg/L)	331	1,380		331	1,380	
	C d (mg/L)	11	92		11	92	
	A s (mg/L)	1,656	3,680		1,656	3,680	
	S e (mg/L)	4.6	18		4.6	18	
	ふっ素 (mg/L)	-	-		10	20	-

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成30年3月20日 岡山県公報 第11974号

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成30年3月20日から同年4月10日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

◎岡山県告示第四百二十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第一項の規定により申請のあった産業廃棄物処理施設の設置許可申請の概要は、次のとおりである。

この産業廃棄物処理施設の設置許可申請書及びこの産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成三十年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請の概要

1 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

(1) 名称 エコシステム山陽株式会社

(2) 住所 久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷一一二五

(3) 代表者の氏名 代表取締役 寺門 洋

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

久米郡美咲町吉ヶ原字長尾六五九番二、同字池ノ内六六七番

3 産業廃棄物処理施設の種類

汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設及びこれら以外の産業廃棄物の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

(1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く）・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除き、水銀含有ばいじん等（水銀回収義務対象物を除く。）を含む。） 以上十六種類

(2) 特別管理産業廃棄物

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物（これらのうち低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん 以上十種類

5 申請年月日

平成三十年三月五日

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

この告示の日から平成三十年四月二十日まで

2 場所

岡山県美作県民局地域政策部環境課、美咲町住民課及び美咲町柵原総合支所住民福祉課

三 意見書の提出

1 期限

平成三十年五月四日

2 提出先

岡山県美作県民局地域政策部環境課

3 意見書に記載すべき事項

- (1) 意見書提出者の氏名及び住所
- (2) 申請者の名称及び住所
- (3) 施設の設置場所
- (4) 施設の種類
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見（日本語で記載すること。）

◎岡山県告示第四百十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第一項の規定により申請のあった産業廃棄物処理施設の設置許可申請の概要は、次のとおりである。

この産業廃棄物処理施設の設置許可申請書及びこの産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成三十年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請の概要

1 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

(1) 名称 エコシステム山陽株式会社

(2) 住所 久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷一一二五

(3) 代表者の氏名 代表取締役 寺門 洋

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

久米郡美咲町吉ヶ原字長尾六五八番、六五九番一、六五九番二、同字池ノ内六六八番、同字繁山一一二九番八

3 産業廃棄物処理施設の種類

汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設及びこれら以外の産業廃棄物の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

(1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く）・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除き、水銀含有ばいじん等（水銀回収義務対象物を除く。）を含む。）以上十六種類



(2) 特別管理産業廃棄物

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物（これらのうち低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）、感染性産業廃棄物、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん 以上十一種類

5 申請年月日

平成三十年三月五日

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

この告示の日から平成三十年四月二十日まで

2 場所

岡山県美作県民局地域政策部環境課、美咲町住民課及び美咲町柵原総合支所住民福祉課

三 意見書の提出

1 期限

平成三十年五月四日

2 提出先

岡山県美作県民局地域政策部環境課

3 意見書に記載すべき事項

- (1) 意見書提出者の氏名及び住所
- (2) 申請者の名称及び住所
- (3) 施設の設置場所
- (4) 施設の種類
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見（日本語で記載すること。）

◎岡山県告示第四百四十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施するので、該当する家畜の所有者に対し、これを受けることを命ずる。

平成三十年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 ヨーネ病検査

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛、平成二十九年四月一日以降に輸入した繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛、平成三十年四月一日以降に導入した繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び過去三年以内にヨーネ病が発生した農場の牛のうち、対象となる家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長（以下「管轄家畜保健衛生所長」という。）が必要と認めるもの

4 実施の期日

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間（以下「実施期間」という。）において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一ヨーネ病の項術式の欄1、2及び6に規定する検査の方法

二 ブルセラ病検査

1 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一ブルセラ病（牛の場合）の項術式の欄1から3までに規定する検査の方法

三 結核病検査

1 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一結核病の項術式の欄1に規定する検査の方法

四 家きんサルモネラ感染症検査（サルモネラ・プロラムに係るものに限る。）

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロラムによるものに限る。）の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏候補鶏（以下「種鶏等」という。）のうち、次の(1)及び(2)に掲げるもの

(1) 雌雄とも、ロット当たりの感染率が五パーセント以上の場合に九十五パーセン

トの確率で抗体を検出することが可能な羽数（最大五十九羽）の、週齢が満九週

以上の種鶏等

(2) (1)に掲げる種鶏等に係る検査で陽性鶏が摘発されたときは、飼養する種鶏等の全羽

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

急速凝集反応法

五 腐蛆病検査

1 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

肉眼検査

六 伝達性海綿状脳症検査

1 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

省令第九条第二項第十号に掲げる牛の死体及び同項第十一号に掲げるめん羊又は

山羊の死体のうち管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一伝達性海綿状脳症の項術式の欄1及び2に規定する検査の方法

七 アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査及び牛流行熱検査

1 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏牛（平成二十九年十一月から平成三十年四月までに生まれた牛をいう。）のうち、管轄家畜保健衛生所長が発生予察上適当と認めるもの

4 実施の期日

原則として平成三十年六月下旬、八月中旬、九月中旬、十月中旬及び十一月中旬

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験又は寒天ゲル内沈降反応）

八 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 飼養羽数が百羽以上（だちょうの場合は、十羽以上）の家きん飼養農場から管轄家畜保健衛生所長が無作為に飼養規模別に抽出した農場の家きん

(2) その他知事が検査の必要があると認めて通知したもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

臨床検査、血清学的検査及びウイルス学的検査

九 牛ウイルス性下痢・粘膜病検査

1 実施の目的

牛ウイルス性下痢・粘膜病の発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

遺伝子検査

# 平成30年3月20日 岡山県公報 第11974号

◎岡山県告示第四百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 福田老松線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
倉敷市福田町古新田字四之割二六一番一 ○地先から	倉敷市福田町古新田字四之割二六一番一 ○地先から	旧	一六・〇 三八・〇	一一〇〇・〇
倉敷市福田町古新田字壹之割二一番一地 先まで	倉敷市福田町古新田字壹之割二一番一地 先まで	新	二二・〇 四二・〇	一一〇〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小原船頭線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長

平成30年3月20日 岡山県公報 第11974号

	<p>津山市林田字スクモツカ三二番一〇地先 から 津山市林田字ヲクミヤ川五番二地先を 経 て 津山市林田字スクモツカ二六番七地先ま で</p>	<p>津山市林田字スクモツカ三二番一〇地先 から 津山市林田字スクモツカ三七番五地先を 経 て 津山市林田字スクモツカ二六番三三番三 地先ま で</p>	<p>津山市林田字スクモツカ三二番一〇地先 から 津山市林田字ヲクミヤ川五番二を 経 て 津山市林田字スクモツカ二六番七地先ま で</p>
別	新	旧	
(メートル)	<p>一二・八 三六・三</p>	<p>三・八 二六・四</p>	<p>八・六 四八・六</p>
(メートル)	一六九・八	一八八・八	一六九・八



〔一一二〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成三十年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

旭川及び百間川	測量区域
航空レーザ測量	測量の種類
平成三十年二月二十八日	終了年月日

◎岡山県選管告示第十一号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

表病院の項中「総合病院岡山赤十字病院玉野分院」を「岡山赤十字病院玉野分院」に改め、表老人ホームの項中「倉敷市船穂町柳井原一〇七〇―一」を「倉敷市船穂町柳井原二三〇〇―一」に改める。